



地震に備える補助制度

募集期間

5月16日(月)～12月28日(水)

簡易耐震診断推進事業

昭和56年5月以前に着工した住宅(旧耐震住宅)に対し、市が簡易耐震診断員を派遣して調査・診断を行い、耐震性の評価等をまとめた報告書をお渡します。

募集件数 40件 自己負担 3,150円(木造戸建住宅の場合)

住まいの耐震化促進事業

旧耐震住宅で耐震性のないものに対し、耐震改修工事費等の一部を助成します。

補助メニューについては次の7種類があります。募集件数 全10戸

1 住宅耐震改修計画費補助事業

対象経費 耐震診断・補強設計に要する費用

補助金額 最大20万円

2 住宅耐震改修工事費補助事業

対象経費 耐震改修工事に要する費用

補助金額 最大120万円

3 簡易耐震改修工事費補助事業

対象経費 耐震性能改善のための耐震診断・補強設計・耐震改修工事に要する費用

補助金額 最大50万円

4 屋根軽量化工事費補助事業

対象経費 屋根を軽量化する工事に要する費用

補助金額 最大50万円

5 シェルター型工事費補助事業

対象経費 耐震シェルターの設置に要する費用

補助金額 最大50万円

6 除却工事費補助事業

対象経費 除却工事に要する費用

補助金額 最大50万円

7 防災ベッド等設置補助事業

対象経費 防災ベッド等の設置に要する費用

補助金額 最大10万円

住宅耐震化(無料)相談会

建築士に相談ができる絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。

と き (全て13時30分～16時30分)

- ◆第1回 6月17日(金)
- ◆第2回 7月22日(金)
- ◆第3回 8月26日(金)
- ◆第4回 9月16日(金)
- ◆第5回 10月21日(金)
- ◆第6回 11月25日(金)

ところ 本庁205会議室

※予約制のためお問い合わせください。

※各制度における詳細はお問い合わせください。▶町並み対策課(☎64・3165)



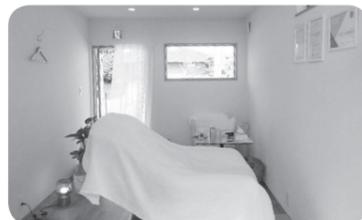
創業支援補助制度を利用して新たに創業した事業所を紹介します

事業所名 SHIN(揖保川町野田)

事業内容 美容業(眉毛・まつ毛専門店)

まつ毛パーマ・まつ毛エクステ・眉毛スタイリングのお手入れで目元の印象操作をすることができます。目元を綺麗にすることで気分が上がって毎日を心地よく過ごしてもらいたいことを願い美容師、アイリストの経験を活かして目元専門のプライベートサロンを創業しました。

開業日 令和4年3月1日



事業所名 PROBE coffee&curry(龍野町日飼)

事業内容 飲食業(喫茶)

スペシャルティ珈琲豆を使った浅煎りコーヒーとスパイスカレーを提供するカフェです。2階はギャラリー・コミュニティースペースとして活用し、地域の方々の集いの場となることを願っています。

開業日 令和4年3月21日

▶商工振興課(☎64・3158)



市税課からのお知らせ

市・県民税 前年所得の申告はお済みですか?

所得の申告は、各種税・保険料等の算定資料となります。未申告のままでは、主に次の事項に影響があります。

- 市民税・県民税の非課税の判定
- 国民健康保険税の軽減の判定
- 後期高齢者医療保険料の軽減の判定
- 高額療養費の限度額の算定
- 児童手当、就学支援金等各給付等

※未申告の方は、所得の有無にかかわらず速やかに申告してください。

※令和4年5月2日時点で未申告の方には、勸奨ハガキを発送しています。

令和4年5月23日から令和4年度市・県民税所得・課税証明書(令和3年中所得証明書)を発行します

発行に必要なもの

① 発行手数料1部300円

② 本人確認書類
(顔写真つきの場合は1点確認、
顔写真なしの場合は2点確認)

③ 委任状
(代理申請の場合)

※コンビニ等に設置しているキオスク端末(マルチコピー機)及び本庁、各総合支所に設置している証明書自動交付機でも発行できますので、ぜひご利用ください。(手数料200円)なお、自動交付機等での証明書発行にはマイナンバーカードが必要です。

※令和4年1月2日以後にたつの市へ転入された方は、前住所地での発行となります。

※コンビニでの証明書発行は午前6時30分から可能となります。これに伴い、令和3年度(令和2年中)の所得・課税証明書についてはコンビニでは取得できなくなります。

令和4年度から適用される税制改正

住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間13年の特例が延長され、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末までの入居者が対象となりました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となりました。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等が非課税となりました。対象範囲は子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成となります。

(対象例) ●ベビーシッターの利用料に対する助成

●認可外保育施設等の利用料に対する助成

●一時預かり、病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象(生活援助、家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

退職所得課税の見直し

役員等以外の方で、勤続年数5年以下の方については、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく、全額が課税の対象となりました。

特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人市・県民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、所得税の確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」に項目が追加されました。

税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされていた税務関係書類(確定申告書、住民税申告書等)について、押印を要しないこととなりました。

※税制改正の詳細は市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

▶市税課市民税係(☎64・3145)